

一宮市告示第 386 号

地方税法第 20 条の 2 及び一宮市市税条例第 18 条の規定により、別紙のとおり
令和 7 年度国民健康保険税納税通知書を送達します。

なお、この納税通知書は、市民健康部保険年金課国民健康保険税グループで保管
しており、申出によりいつでも交付します。

令和 7 年 8 月 12 日

一宮市長 中野 正康

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

No. 3129

作成日付: 令和 7年 8月 7日
1 頁

[illegible]